

議 案 第 34 号

松戸市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

松戸市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

平成28年12月6日提出

松戸市長 本郷谷 健 次

提 案 理 由

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に係る省令の改正に伴い、個人番号及び特定個人情報の利用範囲に関する規定の整備等を行うため。

松戸市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例

松戸市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用等に関する条例（平成27年松戸市条例第45号）の一部を次のように改正する。

別表第1の19の項中「松戸市私立幼稚園就園奨励費補助金等交付規則（平成24年松戸市規則第41号）」を「松戸市私立幼稚園等就園奨励費等交付規則（平成28年松戸市規則第51号）」に、「私立幼稚園就園奨励費補助金」を「私立幼稚園就園奨励費助成金」に、「私立幼稚園児補助金」を「私立幼稚園児助成金」に改め、同表中32の項を削り、33の項を32の項とする。

別表第2の19の項中「松戸市私立幼稚園就園奨励費補助金等交付規則」を「松戸市私立幼稚園等就園奨励費等交付規則」に、「私立幼稚園就園奨励費補助金」を「私立幼稚園就園奨励費助成金」に、「私立幼稚園児補助金」を「私立幼稚園児助成金」に改め、同表中32の項を削り、33の項を32の項とし、34の項を33の項とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。